

鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の評価報告（令和2年度報告）

1 市町村名

阿南市

獣種ごとの目標の達成状況

	被害防止計画の目標と実績								増減の背景
	被害金額(千円)				被害面積 (ha)				
	現状値	目標値	実績値	達成率	現状値	目標値	実績値	達成率	
シカ	350	175	113	135%	0.59	0.295	0.13	156%	R2年度、シカを1,000頭以上捕獲し、市単独事業で電気柵の補助を行ったことが減少した理由だと思われる。
イノシシ	6,230	3,115	4,164	66%	8.04	4.02	15.09	-175%	イノシシの捕獲頭数は平均して300頭近く捕獲しているが、イノシシによる米の踏み倒し及び掘り起こし被害報告の件数が多いため増加している。
サル	1,000	500	456	109%	2.23	1.115	0.34	170%	令和2年度、サル捕獲頭数は81匹（阿南市単独で補助している分も含む。）捕獲している。また、阿南市単独事業で電気柵の補助を行っている。上記の事業がサルによる農作物被害及び被害面積が減少したと思われる。
計	7,580	3,790	4,733	75%	10.86	5.43	15.56	-87%	

3 交付金の実施状況と効果

事業実施主体名 (協議会名、市町村)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	事業実施主体の評価	都道府県の評価
<b>1 鳥獣被害防止総合対策推進事業</b>											
阿南市 (阿南市農作物鳥獣被害防止協議会)	福井町	29年度	シカ イノシシ	捕獲檻の導入	1基	協議会	H30.3.15	100%	野生鳥獣による農作物被害が増大していたが、捕獲檻・防止柵設置により被害が防止でき、安定した農作物栽培が可能となった。	侵入防止柵・捕獲檻設置・導入を実施。捕獲檻では生鳥獣(シカ・イノシシ等)の捕獲は数頭であったものの、農作物被害は軽減できた。ただ捕獲檻周辺には野生動物による足跡を、確認したが追加捕獲までに至らず、今後設置場所の変更と侵入経路の見直しが必要と思われる。なお、被害の拡大の要因は、出没数の増加が大きく、関係者が連携し、捕獲檻を高め、個体数を減少させ、人里の魅力を無くしながら、被害対策を強化していく必要がある。	被害防止計画の軽減目標については、イノシシの被害面積増加により被害面積が未達成であった。イノシシに対して、平均して300頭近く捕獲しており、侵入防止柵の設置や捕獲檻の導入などの対策を実施しているが、出没数が上回り、被害の軽減に繋がっていない。柵の設置地区では、被害が防止できているため、被害状況を把握した上で、引き続き柵の整備等の対策と捕獲対策を継続する必要がある。
	榑町	29年度	シカ イノシシ	捕獲檻の導入	1基	協議会	H30.3.15	100%	野生鳥獣による農作物被害が増大していたが、捕獲檻・防止柵設置により被害が防止でき、安定した農作物栽培が可能となった。		
<b>2 鳥獣被害防止総合対策整備事業</b>											
阿南市 (阿南市農作物鳥獣被害防止協議会)	福井町	29年度	シカ イノシシ	鳥獣侵入防止柵	電気柵5段、 L=2,395m ワイヤーメッシュ 柵 H=2m、 L=600m	赤崎集落 代表 西條 博美	H30.3.15	100%	野生鳥獣による農作物被害が増大していたが、捕獲檻・防止柵設置により被害が防止でき、安定した農作物栽培が可能となった。	各有害鳥獣の捕獲頭数は、年々増加傾向にある。捕獲檻の強化により、シカ及びサルの被害金額及び被害面積は減少傾向にあるが、イノシシはそれを上回る出没数の増加により被害金額及び被害面積は増加している。引き続き、捕獲体制の拡充を図る必要がある。	
	榑町	29年度	シカ イノシシ	鳥獣侵入防止柵	電気柵5段、 L=1,080m ワイヤーメッシュ 柵 H=2m、 L=620m	横尾集落 代表 阿部 重利	H30.3.15	100%	野生鳥獣による農作物被害が増大していたが、捕獲檻・防止柵設置により被害が防止でき、安定した農作物栽培が可能となった。		
<b>3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業</b>											
阿南市一円	H29	シカ(成獣)	有害捕獲	443	-	-	-	二ホンシカの農作物被害は減少している。シカの捕獲頭数が869頭→1179頭 増加 ※阿南市単独で補助している分も含む。 ※阿南市単独で補助している分も含む。 ※阿南市単独で補助している分も含む。 ※阿南市単独で補助している分も含む。	イノシシによる農作物被害は増加しているため、引き続き有害捕獲活動を行う必要がある。 また、イノシシによる農作物被害を減少させるためにも有害捕獲活動を引き続き行う必要がある。		
		イノシシ(成獣)		202	-	-	-				
サル(成獣)	71	-		-	-						
阿南市一円	H30	シカ(成獣)	772	-	-	-					
		イノシシ(成獣)	371	-	-	-					
阿南市一円	R1	シカ(成獣)	92	-	-	-					
		イノシシ(成獣)	869	-	-	-					
阿南市一円	R2	シカ(成獣)	444	-	-	-					
		イノシシ(成獣)	133	-	-	-					
阿南市一円	R2	シカ(成獣)	1,125頭	-	-	-					
		イノシシ(成獣)	307頭	-	-	-					
阿南市一円	R2	シカ(成獣)	77頭	-	-	-					
		イノシシ(成獣)									

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。  
 2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。  
 3:事業効果は記載例を参考とし、獣種ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。  
 4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。  
 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。  
 第三者の意見

コメント  
 補助事業の支援を通じた継続的な捕獲活動や侵入防止柵の設置により、全体に被害は減少している。  
 出没が多く被害が懸念される地域では、引き続き侵入防止柵の設置を進めるとともに、IoTを活用した捕獲手法の導入を検討するなど、より効率的に被害の低減が図られる取組の強化を期待する。

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m <sup>2</sup> ) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にかかる指導内容	事業実施主体等が行っている維持管理方法	事業実施主体等における維持管理状況	都道府県における点検・指導状況	その他
阿南市農作物鳥獣害防止対策協議会	阿南市	赤崎地区	H30.3.15	電気柵2395m ワイヤーメッシュ柵600m	1,355,152 652,315	1,355,152 652,315	0(円) 0(m <sup>2</sup> ) 0(kg)	特になし	完成検査時に月に一度柵の巡回実施と作業日誌を記載する事を指導。柵の巡回時に異常等あれば早急に集落による補修を行い農作物への被害軽減に努めるよう指導。	集落と管理委託を行っており、月1回集落で当番表により柵の巡回を行う。巡回時による補修箇所が見受けられた場合は、集落で費用負担を行い修繕に努める。	3月にて侵入防止柵の巡回、水稲田植前ということもあり除草作業や柵の修繕も行われていた。夏季の台風時等による気象被害に密接する山林等による枝などの伐採や電気柵本器の水浸に注意喚起を行った。	市町村職員等に対して柵の適切な設置及び管理方法を指導している。また、10月を鳥獣被害対策強化月間と定めており、柵の維持管理について普及啓発している。	その他、大雨や台風後には、事業実施主体へ災害の有無を確認している。
阿南市農作物鳥獣害防止対策協議会	阿南市	横尾地区	H30.3.15	電気柵1080m ワイヤーメッシュ柵620m	688,608 673,265	688,608 673,265	0(円) 0(m <sup>2</sup> ) 0(kg)	特になし	完成検査時に月に一度柵の巡回実施と作業日誌を記載する事を指導。柵の巡回時に異常等あれば早急に集落による補修を行い農作物への被害軽減に努めるよう指導。	集落と管理委託を行っており、月1回集落で当番表により柵の巡回を行う。巡回時による補修箇所が見受けられた場合は、集落で費用負担を行い修繕に努める。	3月にて侵入防止柵の巡回、水稲田植前ということもあり除草作業や柵の修繕も行われていた。夏季の台風時等による気象被害に密接する山林等による枝などの伐採等の注意喚起を行った。	市町村職員等に対して柵の適切な設置及び管理方法を指導している。また、10月を鳥獣被害対策強化月間と定めており、柵の維持管理について普及啓発している。	その他、大雨や台風後には、事業実施主体へ災害の有無を確認している。